

司法試験

民法 一斉テスト

問題

巻末に、解答用紙を添付しています。必要に応じてご利用ください。

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001212 226653

LL22665

第1問（短答式・肢別正誤判定）

以下の文章の正誤を判定せよ。判例があるものはそれに従うものとする。

（1点×50問）

- 1 AのBに対する意思表示がAの錯誤を理由として取り消すことができるものである場合、Bも、Aの錯誤を理由としてAの意思表示を取り消すことができる。
- 2 Aは、その所有する甲土地についてBと仮装の売買契約を締結し、その旨の所有権移転登記をした。その後、Bがこの事情を知らないCに甲土地を売却した場合、BからCへの所有権移転登記がされていないときでも、Aは、Cに対し、AB間の売買契約の無効を主張することができない。
- 3 成年後見人は、やむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。
- 4 子が父から何らの代理権も与えられていないのに、父の代理人として相手方に対し父所有の不動産を売却した場合、相手方において、子に売買契約を締結する代理権があると信じ、そのように信じたことに正当な理由があるときは、表見代理が成立する。
- 5 本人からその所有する不動産に抵当権を設定する代理権を与えられた者が、本人を代理して当該不動産を売却した場合、売買契約の相手方がその権限の逸脱の事実を知り、又はそれを知らないことについて過失があったときでも、転得者が善意無過失であるときは、表見代理が成立する。
- 6 無権代理行為の相手方は、表見代理の主張をしないで、無権代理人に対し履行又は損害賠償の請求をすることができるが、これに対し無権代理人は、表見代理の成立を主張してその責任を免れることができる。
- 7 無権代理人が本人所有の土地に抵当権を設定したため、本人が抵当権設定登記の抹消登記請求訴訟を提起した後死亡し、無権代理人が本人を相続したとしても、無権代理行為は、有効とならない。

- 8 10年の取得時効を援用して所有権の取得を主張する者は、占有を開始した時及びその時から10年を経過した時の2つの時点の占有を主張・立証すれば足り、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と物を占有したこと、占有の開始時に善意無過失であったことについて主張・立証する必要はない。
- 9 債務不履行に基づく損害賠償請求権は、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しない場合、時効によって消滅する。
- 10 抵当不動産の第三取得者は、その抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することができる。
- 11 Aは、B所有の土地に何らの権原なく建物を建て、この建物をCに賃貸した。この場合、建物を占有しているのはCであるから、Bは、Aに対して、建物を収去して土地を明け渡すことを請求することはできない。
- 12 A、B及びCが甲土地を持分3分の1ずつで共有している場合、Cは単独で、甲土地を何の権原もなく占有するDに対して甲土地の明渡しを請求することができない。
- 13 AがB所有の乙土地を占有し、取得時効が完成した場合において、その取得時効が完成する前に、Cが乙土地をBから譲り受けると同時に乙土地の所有権移転登記をしたときは、Aは、Cに対し、乙土地の所有権を時効取得したことを主張することができる。
- 14 Aは、自己所有の宝石をBに売却して現実の引渡しをした。その後、Bは、宝石をCに売却して現実の引渡しをした。さらに、その後、Aは、AB間の売買契約をBの強迫を理由として取り消した。この場合、Cは、即時取得により宝石の所有権を取得することはない。
- 15 Aは、Bから動産甲を買い受け、占有改定の方法で引渡しを受けたが、その後、Bは、動産甲をCにも売却し、現実に引き渡した。この場合、Cは、BのAに対する動産甲の売却について善意無過失でなくても、動産甲の所有権取得をAに対抗することができる。
- 16 AからB、BからCに建設機械が順次売却され、BがAに対して代金を支払っていない場合に、Cが提起した所有権に基づく建設機械の引渡請求訴訟においてAの留置権が認められるときは、Cの請求は棄却される。

- 17 抵当権の被担保債権について不履行があった場合であっても、抵当権の効力は、その後生じた抵当不動産の果実には及ばない。
- 18 所有する土地に譲渡担保権を設定した債務者は、債務の弁済期が経過した後は、債権者が担保権の実行を完了する前であっても、債務の全額を弁済して目的物を受け戻すことはできない。
- 19 留置権、先取特権、質権及び抵当権には、いずれも物上代位性が認められる。
- 20 建物が存する土地について抵当権が設定された場合において、その抵当権者と抵当権設定者との特約で、その土地上の建物にも抵当権の効力を及ぼすことができる旨の合意がされたときは、その土地の抵当権は、土地の上に存するその建物にも及ぶ。
- 21 債務者の権利を代位行使する債権者は、債務者の代理人としてではなく、自己の名で当該権利を行使するものであり、自己の財産におけるのと同様の注意をもって権利を行使すれば足りる。
- 22 債権者が債務者に属する権利を行使するためには、被保全債権がその権利の発生の前の原因に基づいて生じたものでなければならない。
- 23 不動産の譲渡行為が詐害行為となる場合、詐害行為取消権を行使する債権者は、当該譲渡行為に基づき所有権移転登記を受けた譲受人に対して、直接自己に対する所有権移転登記を求めることができる。
- 24 共同相続人間で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消権の対象とならない。
- 25 譲渡制限の意思表示がされていることを知りながら債権を譲り受けた譲受人は、債務者が譲受人に対して任意に弁済をしようとしても、これを直接受けることができない。
- 26 弁済の時期について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。
- 27 債権が不法行為によって生じたときは、その債権者は、その債権を自働債権として相殺することができる。

- 28 Aは、Bに対する債権をC及びDに二重に譲渡し、それぞれの譲渡につきBに対して確定日付のある証書で通知をしたが、その到達はCへの譲渡についてのものが先であった場合において、BがDに対してした弁済が効力を生ずるためには、Dを真の債権者であると信ずるにつき相当な理由があることを要する。
- 29 債権者は、債務者の承諾がなければ、その債務を免除することができない。
- 30 双務契約の当事者の一方が、相手方に対して同時履行の抗弁権を行使することができるときでも、その相手方の債権について債権者代位権を行使する者に対しては、同時履行の抗弁権を行使することができない。
- 31 売主が目的物を引き渡し、買主が代金の一部を支払った場合において、債務不履行を理由に売買契約が解除されたときは、売主の目的物返還請求権と買主の代金返還請求権とは、同時履行の関係にない。
- 32 債務の一部の履行が不能である場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは、債権者は、催告をすることなく、直ちに契約の全部の解除をすることができる。
- 33 解除権が行使された場合の原状回復において、金銭以外の物を返還するときは、その物を受領した時以後に生じた果実をも返還する義務がある。
- 34 買主が売主に手付を交付した場合、売主が手付の倍額を償還して契約を解除するためには、口頭により手付の倍額を償還する旨を告げ、その受領を催告すれば足りる。
- 35 対抗力のある賃借権を有する賃借人は、賃貸人の承諾を得ずに賃借権を第三者に譲渡し、又は賃借物を第三者に転貸することができる。
- 36 賃借人が適法に賃借物を転貸し、その後、賃貸人が賃借人との間の賃貸借を合意により解除した場合、賃貸人は、その解除の当時、賃借人の債務不履行による解除権を有していたときであっても、その合意解除をもって転借人に対抗することはできない。
- 37 建物所有を目的とする土地賃貸借の賃借人が、当該土地上に建物を建築し、土地の賃貸人の承諾なくして当該建物を第三者に賃貸し、使用収益させることは、土地の無断転貸に該当する。

- 38 委任者が死亡した場合でも、委任者の相続人がこれを受任者に通知せず、かつ、受任者が委任者の死亡を知らなかったときは、委任者の相続人は、委任者の死亡による委任の終了を受任者に対抗することができない。
- 39 事務管理の管理者は、本人が現に管理に着手するまで、事務管理を継続しなければならない。
- 40 Aの不法行為により未成年者Bが重傷を負った場合において、Bが事理弁識能力を有していなかったときであっても、その損害の発生についてBの親に監督上の過失が認められるときには、Aは、過失相殺による損害額の減額を主張することができる。
- 41 未成年者が他人に損害を加えた場合、その未成年者の親権者が損害賠償責任を負うことはあっても、未成年者が損害賠償責任を負うことはない。
- 42 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権は、時効によって消滅しない。
- 43 被害者に対する加害行為と加害行為前から存在した被害者の疾患とが共に原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失うときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、過失相殺の規定を類推適用して、被害者の疾患を考慮することができる。
- 44 婚姻が離婚により終了した場合には、配偶者の財産分与請求権が認められ、また、婚姻が夫婦の一方の死亡により終了した場合には、生存配偶者の相続権が認められるが、判例によれば、配偶者について認められるこれらの権利は、内縁関係にある者についても類推して認められる。
- 45 協議上の離婚は戸籍法の定めるところにより届け出ることによって効力を生じ、判決による離婚は離婚請求を認容する判決が確定した時に効力を生ずる。
- 46 父は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、認知することができるが、その直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。
- 47 特別養子縁組に係る養子は、未成年である間は養親の親権に服するが、実方の父母の相続人としての地位を失わない。

- 48 判例によれば、共同相続が生じたとき、相続財産を構成する金銭は、相続開始と同時に各自の相続分に従い当然に分割され、遺産分割の対象とならない。
- 49 受遺者が遺言者より先に死亡した場合は、遺言者が遺言において別段の意思を表示していない限り、受遺者の相続人が遺贈を受ける権利を相続する。
- 50 被相続人の兄弟姉妹は、被相続人の相続において遺留分を有しない。

第2問（記述式）

以下の問いに答えよ。判例があるものはそれに従うものとする。（2点×25問）

- 1 錯誤取消の主張権者につき、以下の空欄を補充せよ。
「錯誤取消しをすることができる者は原則として（ ）に限られるが、（ ）の場合には債権者である第三者も（ ）を行使して例外的に錯誤取消をすることができる」
- 2 108条2項にいう「代理人と本人との利益が相反する行為」にあたるか否かはどのように決せられるか、説明せよ。
- 3 公法上の行為の代理権につき、以下の空欄を補充せよ。
「公法上の行為の代理権は原則として110条の基本権限とならないが、登記申請行為のように（ ）行為は、例外的に基本権限となる」
- 4 夫婦の日常家事に関する代理権（761条）につき、以下の空欄を補充せよ。
「日常家事の代理権は原則として110条の基本権限にはならないが、例外的に（ ）ときに限り、110条の趣旨を類推適用して相手方の保護を図ることができる」
- 5 相続によって被相続人の他主占有が自主占有に転換されるかについて、以下の空欄を補充せよ。
「相続は原則として『新たな権原』に当たらないが、占有者である当該相続人において（ ）事情を自ら証明した場合、『新たな権原』として自主占有に転換される」
- 6 不動産賃借権の時効取得の可否について、以下の空欄を補充せよ。
「（ ）が存在し、かつ、（ ）ときは、民法163条に従い土地賃借権の時効取得が可能である」
- 7 善意占有にいう「善意」について、その時期・対象・程度に留意して説明せよ。
- 8 建物買取請求権を被担保債権として、敷地を留置することの可否について、これを肯定する根拠を2つ挙げよ。

- 9 抵当権の設定後に運び込まれ、実行時において抵当目的物上に存在していた従物に抵当権の効力は及ぶか。その理由と併せて説明せよ（当該問題は、判例の見解によらず解答しても良い）。
- 10 第三者が抵当不動産を権原なく不法占有している場合に、抵当権者が採り得る手段について、以下の空欄を補充せよ。
 「() 状態があるときは、これを抵当権に対する侵害と評価することを妨げるものではない。……したがって、右状態があるときは、抵当権の効力として、抵当権者は、抵当不動産の所有者に対し、() 請求権を有するというべきである。
 そうすると、抵当権者は、右請求権を保全する必要があるときは、民法 423 条の法意に従い、() を代位行使することができる」と解するのが相当である」
- 11 抵当権者が、占有権原ある占有者（例：抵当権設定登記後に賃借権の設定を受けた抵当不動産の賃借人）に対して抵当権に基づく妨害排除請求権を行使する要件、及び効果について、以下の空欄を補充せよ。
 「抵当権設定登記後に抵当不動産の所有者から占有権原の設定を受けてこれを占有する者についても、() 目的が認められ、その占有により () 状態があるときは、抵当権者は、当該占有者に対し、抵当権に基づく妨害排除請求として、上記状態の排除を求めることができる。また、抵当権に基づく妨害排除請求権の行使に当たり、抵当不動産の所有者において () が期待できない場合には、抵当権者は、占有者に対し、直接自己への抵当不動産の明渡しを求めることができる」
- 12 譲渡担保の法的構成につき、判例は、「譲渡担保は、債権担保のために目的物件の所有権を移転するものであるが、右所有権移転の効力は債権担保の目的を達するのに必要な範囲内においてのみ認められる」としているが、同判例にいう「債権担保の目的を達するのに必要な範囲内」で認められる効力とはどのような効力か、説明せよ。
- 13 3月1日に締結した不動産の売買契約において、目的不動産が売主の責めに帰すべき事由により4月1日に滅失した。当該不動産の価格が異常に高騰中であり、買主が5月1日に他に転売する予定があったという事情があった場合、買主が転売によって得られたはずの利益を損害賠償請求するためには、いかなる事実を立証しなければならないか、具体的に説明せよ。

14 以下の空欄を補充せよ。

「不特定物の引渡債務者は、目的物が特定されるまでは（ ）義務を負う一方、特定後は目的物に対し（ ）義務を負う。特定後に弁済の提供をしたにもかかわらず債権者が受領を拒んだ場合には、当該債務者の目的物に対する義務は（ ）義務となる」

15 対抗要件を備えていない不動産賃借人が、目的不動産を不法占有する者に対し、明渡しを求める手段を説明せよ。

16 詐害行為取消権の対象について、以下の空欄を補充せよ。

「離婚に伴う財産分与は、（ ）のような特段の事情のない限り、詐害行為とはならないが、離婚に伴う財産分与として金銭の給付をする旨の合意がされた場合において、右特段の事情があるときは、（ ）限度において詐害行為として取り消されるべきである」

17 債権の二重譲渡について、以下の空欄を補充せよ。

「債権の二重譲渡において、確定日付ある通知が同時到達した場合、各債権者は債務者に対し（ ）できるが、債務者は、（ ）すれば免責される。また、弁済を受けることのできなかつた譲受人は、他方譲受人に対し、（ ）を請求することができる」

18 複数の給付を目的として2個以上の契約が行われた場合において、その一部の契約の債務不履行を理由に他の契約を解除することができるのはいかなる場合か、説明せよ。

19 賃貸借契約中に①適法に賃貸人の地位の移転が生じた場合、②適法に賃借人の地位の移転が生じた場合のそれぞれにつき、敷金関係の承継はなされるか、根拠と併せて答えよ。

20 信託関係破壊の法理とはどのようなものか、説明せよ。

21 賃貸目的物が賃貸人Aから第三者Cに譲渡された場合、Cからの所有権に基づく明渡し請求に対し、Bが自己の賃借権をCに主張することができる方法を具体的に述べよ。

22 A所有の甲土地に存在する乙建物を、建物所有者（かつ土地賃借人）であるBから譲り受けたCが、甲土地の賃借権をAに主張することができる場合はあるか、説明せよ（借地借家法上の代諾許可については触れなくてよい）。

- 23 下請負人が材料を提供して建物を完成させた場合において、注文者と元請人との間で、所有権は注文者に帰属するという特約があった場合、下請負人は特約に拘束されるか、説明せよ。
- 24 不法原因給付が成立する場合、目的物の所有権は誰に帰属するか、説明せよ。
- 25 使用者責任における「他人を使用する（715条1項）」の意義を述べよ。

解答用紙

第1問

問題	解答	問題	解答
1		26	
2		27	
3		28	
4		29	
5		30	
6		31	
7		32	
8		33	
9		34	
10		35	
11		36	
12		37	
13		38	
14		39	
15		40	
16		41	
17		42	
18		43	
19		44	
20		45	
21		46	
22		47	
23		48	
24		49	
25		50	

第 2 問

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2022 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LL22665